

租税・社会保障制度による再分配の構造の評価

岩本康志
濱秋純哉

I 序論

Mirrlees [1971] による最適所得税の議論では、所得再分配政策は格差と貧困を縮小する便益と、労働供給を抑制する費用を比較考量して制度設計すべきであると考えられる。最適所得税理論の視点から実際の政策を議論する場合には、税制のみを対象にすることが通例である。しかし現実には、租税制度と社会保障制度がともに所得再分配をおこなっており、社会保障制度も含めて考察することがより適切と考えられる。すでに、公的扶助制度を所得税と一体として再分配政策を議論することは、Diamond [1998], Saez [2002], Kaplow [2008] 等によっておこなわれている。

本稿では、税制に加えて、社会保険料と生活保護給付を労働所得への課税ととらえて、一体としての効果を検討する。社会保険は給付と対価の関係が明確であれば、再分配政策の枠組みから除外できるが、わが国の公的年金、医療保険、介護保険では現役世代から高齢者への所得再分配がおこなわれており、少なくともその部分は社会保障給付の財源としての労働への課税（目的税）と考えられる¹⁾。社会保険料の影響は量的にも重要である。高齢化の進展で社会保険料率は年々上昇を続けており、平均負担額では社会保険料の被用者負担分だけでも、個人の負担する所得税・住民税を超えている。なお、社会保険の給付については労働への補助金（負の税）として設計されていないので、考察の対象から除外する。医療・介護は

現物給付であり、給付が所得に関係づけられているのではない。公的年金は所得保障の役割をもつが、年齢属性に依存した給付である。

税と社会保障を合わせた労働供給への影響は、税制のみに限定した視点とは大きく異なってくる。所得税は累進的構造をもっているが、被用者の社会保険には報酬上限があり、高所得者の限界税・保険料率が低くなるという逆進性をもっている。収入が約700万円から900万円の階層と約1,300万円から1,700万円の階層で高い限界税・保険料率となることが明らかになる。また、生活保護制度は、低所得者に高い限界税・保険料率を作り出す。

本稿の構成は以下の通りである。II節では、わが国の再分配の実態をまとめる。III節では、税と社会保障制度をあわせて、労働所得への限界的な負担率を計算し、社会保険に報酬上限があることから、所得が上昇すると負担率が低下する現象が生じることを見る。IV節は、最適所得税理論の視点から、わが国の再分配政策の現状を評価する。V節では、本稿の結論が要約される。

II わが国の再分配の状況と国際比較

OECDの所得分配に関する国際比較調査〔Forster and Mira d'Ercole 2005〕と、それを用いた『対日経済審査報告書』2006年版では、わが国の所得分配と再分配政策の状況について、以下のような点が指摘されている（この調査では、2001年の『国民生活基礎調査』（厚生労働省）に

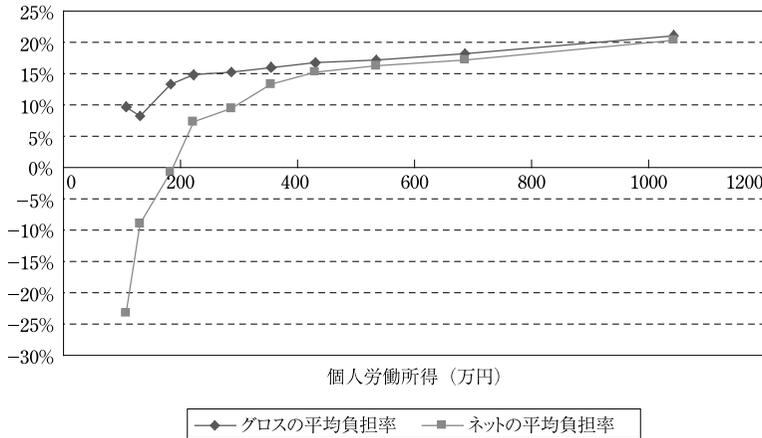


図1 税と社会保険料の平均負担率 (全体)

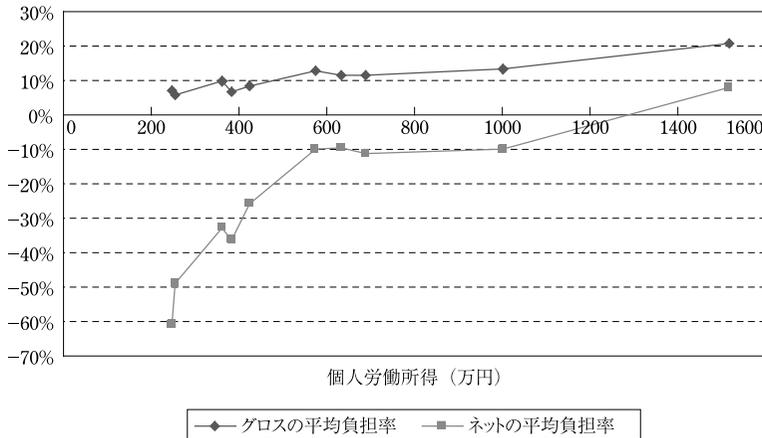


図2 税と社会保険料の平均負担率 (高齢世帯)

よる2000年の所得に関する個票データの再集計結果が使用されている²⁾。

(1) 個人の可処分所得のジニ係数は、1980年代半ば以降大幅に上昇し、OECD平均をやや上回るまでに上昇した。日本の相対的貧困率はOECD諸国で第5位、相対的貧困指標(相対的貧困率と貧困ギャップの積)はメキシコ、米国について第3位である。

(2) 人口高齢化は、賃金のばらつきが比較的大きい50~65歳の労働力の割合を高めるため、格差拡大の一因となっている。しかし、主な要因は労働市場における二極化の拡大にあると考えられる。

(3) 社会支出は相対的貧困を縮小させる役割は小さい。社会支出の約4分の3は高齢者に配分されている。また、税による再分配効果は弱い。

(4) 2000年には働いているひとり親の半数以上は相対的貧困状態にあったが、OECD平均は約20%である。また、日本では無職のひとり親よりも就労中のひとり親における貧困率のほうが高い。ひとり親における著しい貧困が要因となり、2000年の児童の貧困率はOECD平均を大きく上回っている。

これらのことを『国民生活基礎調査』の2003年の所得の再集計データについて見てみよう。図

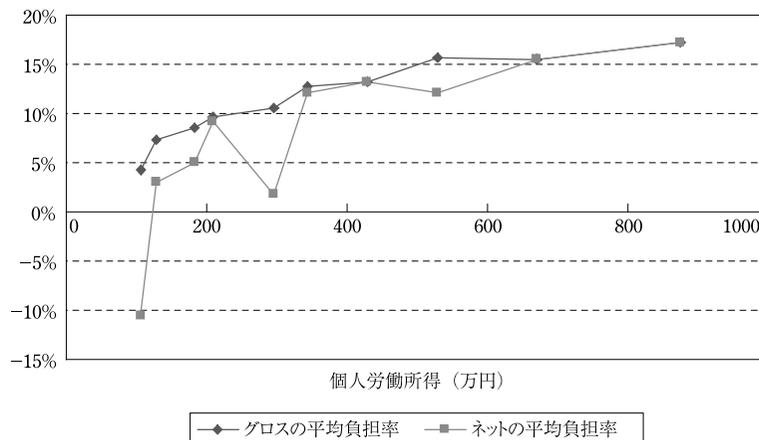


図3 税と社会保険料の平均負担率（母子世帯）

1から3は、個人労働所得（雇用者所得、事業所得、農耕畜産所得、家内労働所得）がある者の年間個人労働所得10分位階級別の税・社会保険料の平均負担率を、世帯属性（全体、高齢者世帯、母子世帯）別に示したものである。横軸には個人労働所得をとっている。高齢者世帯は65歳以上と18歳未満の者から構成される世帯であり、母子世帯は母と18歳未満の子で構成される世帯である。また、グロスの平均負担率は、税と社会保険料の合計額が個人労働所得に占める比率である。一方、ネットの平均負担率は、税と社会保険料の合計額から社会保障給付額を差し引いた額と個人労働所得の比率である。ネットの負担率が負になる場合、社会保障給付額が税・社会保険料負担を上回っている。図1を見ると、上位5分位はグロスとネットの負担率の差が小さく、社会保障給付の影響は目立たない。また、両負担率は所得が高くなるほど緩やかに上昇している。下位2分位では、社会保障給付が大きく、ネットの負担率が大きく低下している。グロスの負担率は低下しているものの、7%以上の負担率である。ネットの負担率の低下は、高齢者が多くの給付を受けていることを反映していると考えられる。図2に示されているように、所得第9分位に属する高齢者でも、平均的には再分配を受けている。図3では、母子世帯については、低所得者が多くの給付を受け取っていることを示す関係は明確には見ら

れない。

III 限界税率と保険料率の現状

II節ではわが国の再分配の状況を国際比較の視点から概観したが、この節では家計の収入と限界税・保険料率の関係を図示することで、税と社会保険が再分配の手段としてわが国でどのように機能しているかを分析する。

本稿で分析の対象となる税制度は所得税、住民税、消費税である。所得税と住民税の限界税率を計算する際には、給与所得控除、人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）、社会保険料控除の各控除を考慮する³⁾。消費税率については、家計が貯蓄をおこなわずに収入をすべて消費にまわすと仮定して計算をおこなう。本稿では実効消費税率を以下のように計算した。まず、消費と可処分所得の関係は、

$$(1+\tau)c = y - t(y) \quad (1)$$

と書ける。ここで、 τ は名目消費税率、 c は消費額、 y は収入額、 $t(y)$ は（消費税を除く）税と保険料の総支払い額である。実際の制度では、収入から経費を控除して所得とし、それに所得税が課される。しかし、本稿では、給与所得控除を含めた所得税制が租税関数に表されているものとし、実質的な経費は発生しないと考え、所得控除前の収入額を y と定義する。(1)式を消費額 c につい

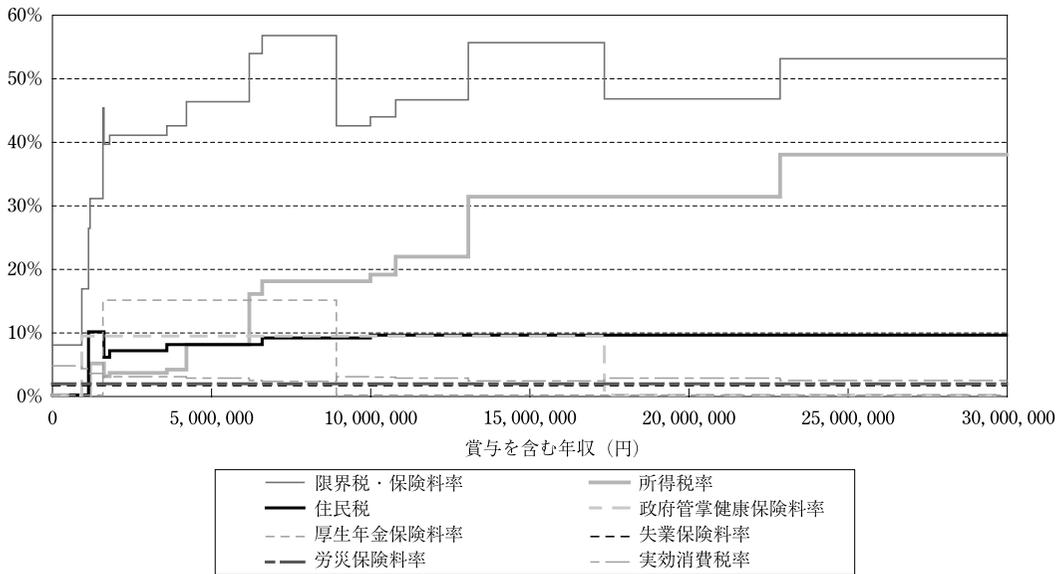


図4 限界税・保険料率 $T'(y)$ の推移 (単身世帯)

て解き、収入額 y で微分すると、

$$\frac{dc}{dy} = \frac{1}{1+\tau} (1-t'(y)) \quad (2)$$

となる。限界税・保険料率を $T'(y)$ と定義して、(2) 式の右辺を $1-T'(y)$ とおけば、限界税・保険料率は、

$$T'(y) = \frac{\tau}{1+\tau} + \frac{t'(y)}{1+\tau} \quad (3)$$

と表される。そして、実効消費税率 τ^* は、

$$\tau^* = T'(y) - t'(y) = \frac{\tau}{1+\tau} (1-t'(y)) \quad (4)$$

となる。

本稿では、社会保険料の負担として医療保険、介護保険、年金、雇用保険、労災保険の各制度の労使負担の合計を考える。被用者はこれらの社会保険に加入することで自らが得る便益（医療保険の現物給付、将来の年金給付など）を評価しないと仮定し、社会保険を税と同様の所得再分配政策とみなして分析をおこなう。ただし、雇用保険と労災保険の給付は保険料を負担する被用者に限定されるので、再分配の要素が小さく、税とは異なる帰着になることも考えられ、これらの保険を除外することが適切となる可能性もある。しかし、

以下でみるように、雇用保険や労災保険の保険料率は他の社会保険に比べて非常に低く、所得水準に関わらず一定であるので、これらを除外するかどうかで以下の分析の結論に大きな違いは生じない。したがって、本稿では雇用保険と労災保険を含めた場合のみを分析する。

社会保険料率の計算に際し、被用者は医療保険と介護保険については政府管掌健康保険に加入し、年金については厚生年金保険に加入すると仮定した。また、雇用保険の負担は、「失業等給付のための保険料率」と「雇用安定事業等のための保険料率」の合計とし、労災保険については、54の事業種類ごとに設定されている労災保険料率の単純平均値（1.8%）を負担していると仮定した。

本稿で分析の対象となるのは、①単身世帯と②夫婦（片方は無職）と1人の扶養家族（子供）で構成される世帯の2つであり、2008年4月時点の制度に基づき、限界税・保険料率 $T'(y)$ が賞与を含む世帯年収の増加にともなってどのように変化するかを検討する⁴⁾。図4と図5には単身世帯と夫婦・子一人世帯の限界税・保険料率の推移が示されている。どちらのタイプの世帯でも、賞与を含む年収が900万円付近までは限界税・保

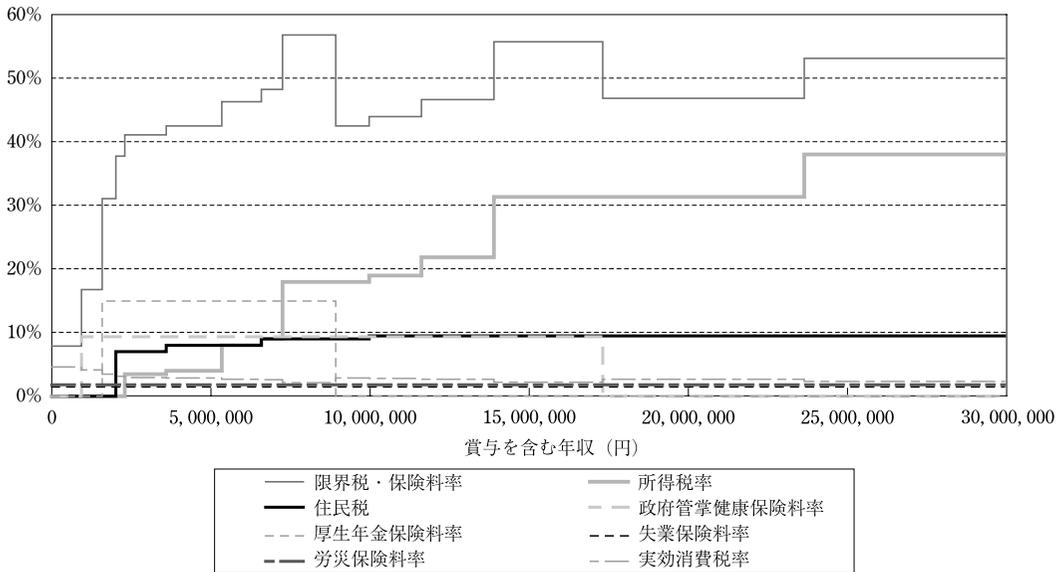


図5 限界税・保険料率 ($T'(y)$) の推移 (夫婦・子一人世帯)

険料率は上昇していく。しかし、その後収入が厚生年金の標準報酬等級の上限を超えると限界保険料率が14.996%から0%へと低下するため、限界税・保険料率も大きく低下することになる。その後は主として所得税の限界税率の上昇にもなって限界税・保険料率も上昇するが、年収が1,700万円を超えたところで政府管掌健康保険の標準報酬等級の上限を超えるので、限界保険料率が再び大きく低下する。このように厚生年金と政府管掌健康保険の標準報酬等級の上限をそれぞれ超える度に限界税・保険料率が大きく低下するので、その値は年収が高くなってそれほど上昇することはなく比較的平坦になる。

つぎに、生活保護制度が適用される場合の、世帯が直面する限界税・保険料率の推移を検討する。本稿では、生活保護制度において2級地-1に分類される地域に居住する単身世帯と、同じく夫婦(片方は無職)と子供1人で構成される世帯の2つを分析の対象とする⁵⁾。これら2つのタイプの世帯ともに、大人は20歳から40歳までのいずれかの年齢とし、子供は3歳から5歳の間として生活保護費の支給額を計算する⁶⁾。本稿では生活扶助の第1類と第2類によって支給される扶助

額の合計を生活保護費として考慮する。また、わが国の生活保護制度には勤労控除制度があり、勤労にともなう必要経費を収入から控除することができる⁷⁾。実際に支給される生活保護費は、最低生活費(本稿では生活扶助額の合計)から収入として認定される額を差し引いた額なので、収入が増えれば生活保護費は減額されることになるが、勤労控除制度が存在することで勤労収入の増加分すべてが減額されてしまわない仕組みとなっている。

図6と図7は、それぞれ単身世帯と夫婦・子一人世帯の勤労収入が増加するにつれて実収入額(生活保護費と勤労収入の合計額)と実効限界税率がどのように推移するかを示したものである。単身世帯と夫婦・子一人世帯ともに月額8,339円までの勤労収入は全額控除されるので、それ以下の収入の範囲では実効限界税率は0%である。しかし、勤労収入が月額8,339円を超えると実効限界税率は約83%まで上昇し、その後この非常に高い限界税率が続く⁸⁾。勤労収入が生活保護費と勤労控除の合計額を超えると生活保護費の支給が打ち切れ、家計は収入に応じて図4と図5に示された限界税・保険料率に直面することになる

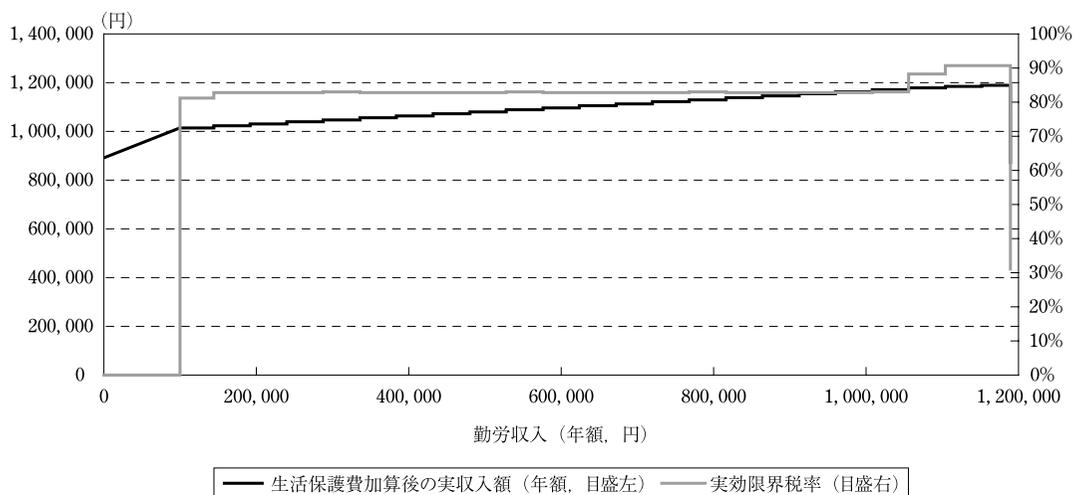


図6 被保護世帯（単身世帯）の実収入額と実効限界税率の推移

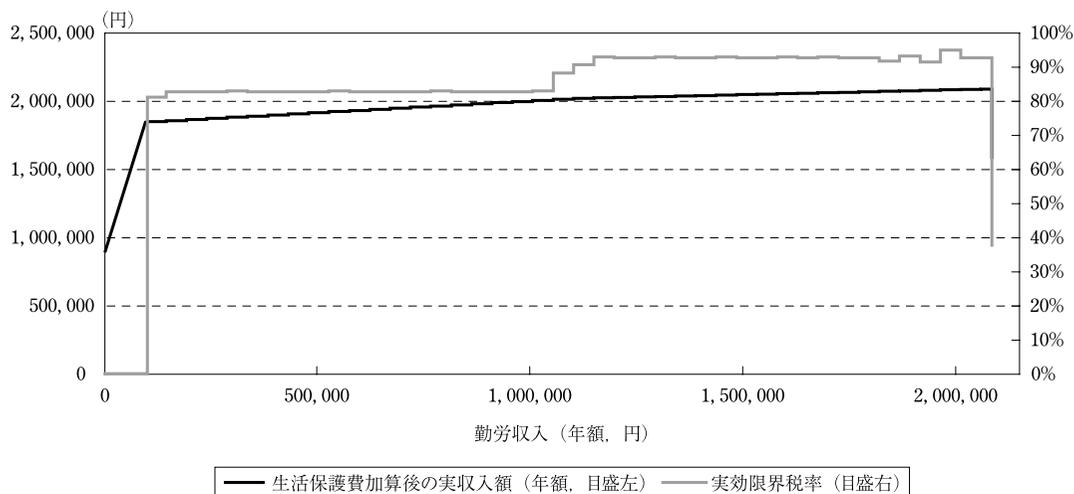


図7 被保護世帯（夫婦・子一人世帯）の実収入額と実効限界税率の推移

が、生活保護制度の適用が打ち切られる段階で100%を超える実効限界税率に直面する⁹⁾。この理由は、生活保護制度の適用が終了するに伴い、それまで実費控除されていた所得税と社会保険料¹⁰⁾、および地方税法（第24条第5項第1号）に基づいて免除されていた個人住民税が課されることとなり、生活保護制度が適用される際の実収入額よりも税・保険料支払い後の収入が小さくなってしまふからである¹¹⁾。このため、生活保護制度の適用打ち切り前後で限界税率が大きく上下することになる。

図4から図7によって示された内容をまとめると、以下ようになる。生活保護の適用を受ける低所得世帯は非常に高い実効限界税率に直面している。それ以上の収入がある世帯については、収入が約900万円までは限界税・保険料率が上昇していくが、それ以降は社会保険の報酬上限を超える度に限界保険料率がゼロとなるので比較的平坦となる。このため、社会保険料を加えた限界税・保険料率が最も高いのは、単身世帯については収入が660万円から894万円の階層、夫婦・子一人世帯については726万円から894万円の階層であ

る。所得上昇にともない、限界税・保険料率が低下する現象は2回生じる¹²⁾。税制だけを見れば、累進的構造になっているが、社会保険料を含めると累進的とはいえ、限界税・保険料率はほぼ一定で、一部の所得階層がやや大きくなるという構造を持っている。

IV 望ましい所得再分配政策

1 最高税率

IV節では、III節で示されたわが国の限界税・保険料率の姿を、Mirrlees〔1971〕によって開拓された最適所得税の議論に即して、規範的に解釈していきたい。Diamond〔1998〕は、労働供給の所得効果がない場合に、最適所得税の限界税率 T' を、

$$\frac{T'}{1-T'} = \frac{11-F(y)}{e \cdot yf(y)}(1-G(y)) \quad (5)$$

と書くことができることを示した。(5)式は、望ましい税率が労働供給の弾力性、所得分布のパラメータ、所得分配の価値判断を示すパラメータの3つに依存することを示している。まず、 e は労働供給の弾力性である¹³⁾。

所得分布に関するパラメータについては、 y は個人の所得、 $f(y)$ を所得分布の密度関数、 $F(y)$ を分布関数として、ハザード率と所得の積として、 $yf(y)/(1-F(y))$ で表される。 y 以上の所得がパレート分布

$$\Pr(Y > y) = 1 - F(y) = Cy^{-a} \quad (6)$$

にしたがうときには、

$$\frac{1-F(y)}{yf(y)} = \frac{1}{a} \quad (7)$$

で表される。ここで、 a はパレート指標 (Pareto index) と呼ばれ、 a が小さいほど高所得者が厚みをもつ分布となる。

$G(y)$ は、個人の所得の社会的評価と公的資金の限界費用の比の平均で定義される。最高税率を考える場合には、このパラメータは小さいか、ゼロと考えられている。最高税率を議論する場合は、所得分配の考慮は小さくなり、このパラメータは小さくなると考えられるが、以下では最高税

率の上限值を求める意味で、 $G(y)=0$ の場合を考えよう。このとき、限界税率は、

$$T' = \frac{1}{1+ae} \quad (8)$$

のように表される。

以下、この2つのパラメータに関する妥当な推定値を展望するが、実証研究の蓄積は十分ではなく、現状では幅をもって考えなければならない。國枝〔2007〕は、本稿でのべた分析枠組みにそって、わが国での最高税率の数値計算をおこなっている。

2 パレート指標

パレート指標については、青木〔1979〕が1977年の『家計調査』(総務省)に基づき、1.3と推定している。溝口〔1987〕は、1975年から1982年の国税庁が発表した高額所得者の上位3千人のデータを用い、 a が2.176から2.743の範囲におさまることを示した。國枝〔2007〕は、溝口〔1987〕の推計値の期間平均である2.5406を用いている。

ここでは、 a を以下のような方法で推計した。所得がパレート分布にしたがう場合、 \bar{y} 以上の所得の平均は、

$$y_m = \frac{1}{1-F(\bar{y})} \int_{\bar{y}}^{\infty} aCy^{-a} dy = \frac{a\bar{y}}{a-1} \quad (9)$$

と計算され、 y_m/\bar{y} は一定値となる。1997年、2000年、2003年の『国民生活基礎調査』の所得票の個人の総所得¹⁴⁾を用い、各観測値について、それ以上の所得者の平均所得と当該者の所得の比を y_m/\bar{y} として計算してプロットしたのが、図8から図10である。高所得者の標本数が十分に確保されていないことが不安定な推計につながっている可能性を考慮して、5,000万円以下の所得のみを図示した。3つの調査とも相似の形状をしており、1997年と2000年はほぼ同じ水準であるが、2003年はやや水準が下がっている。3つの調査とも、2,000万円台では1.5前後の値で、水平に近い部分が現れている。ただし、高所得者の観察数が少ないことの影響からか、Saez〔2001〕で図示されているほどの水平の形状は得られていな

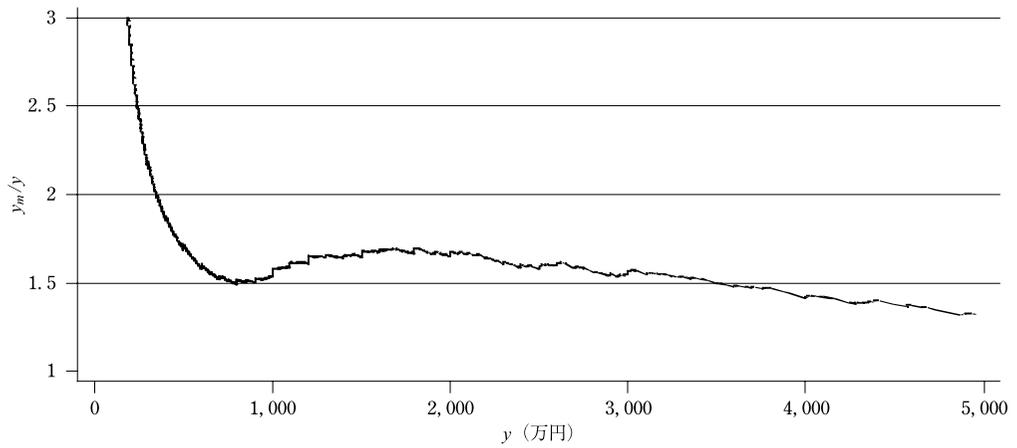


図8 y 以上の平均所得と y の比 (1997 年)

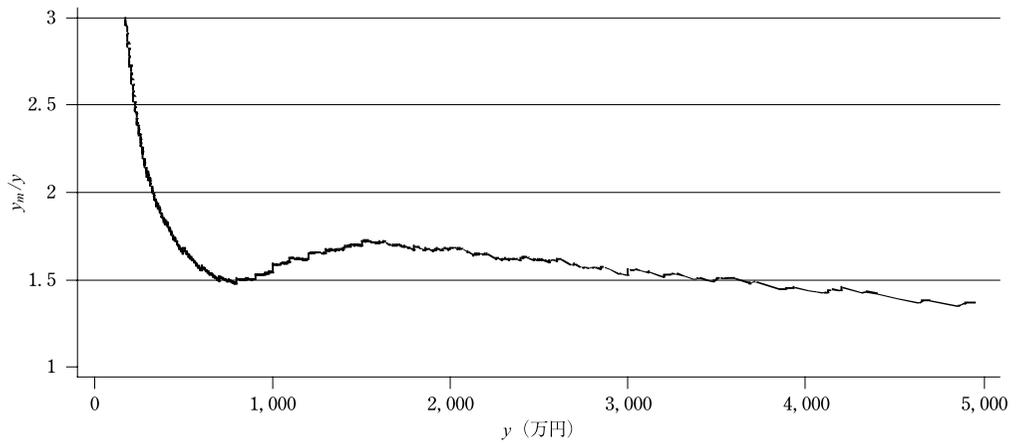


図9 y 以上の平均所得と y の比 (2000 年)

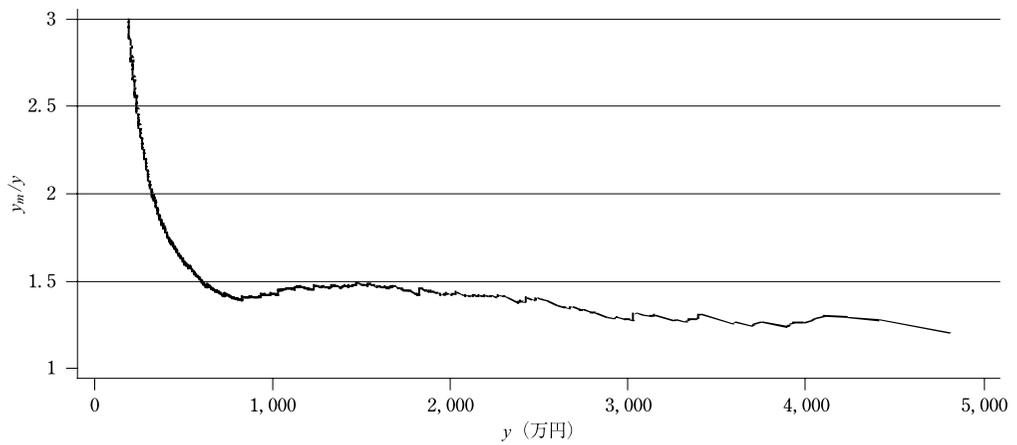


図10 y 以上の平均所得と y の比 (2003 年)

い。また、2003年のデータは高所得者が少ないために、1.5を切る値となっている。かりに y_m/\bar{y} が1.7だと a は約2.4となる。

Feenberg and Poterba [1993] は、1951年から1990年の所得税の納税申告書のデータを用いて、 a が1970年代の2.5に近い値から1980年代後半には1.5に近い値に低下していることを示している¹⁵⁾。Saez [2001] は、1992年と1993年の納税申告書データの有配偶者の賃金所得を使った分析では、 a を2としている。Saez [2004] では、Piketty and Saez [2003] による米国の高額所得者の所得分布の時系列データをもとに、 a として1.6を用いている。

米国での研究に比較して、わが国の a が高いことから、日米の所得分布に違いがあると解釈することも可能だが、ここで使用したデータには高所得者が十分に含まれていないことが a の推計値が大きくなった原因かもしれない。

3 労働供給の弾力性

日本では林 [2005] で展望されているように、男性中核労働者の労働供給に関する弾力性の推定は非常に少ない。林・別所 [2004] では、2002年の『就業構造基本調査』の個票データを用いて、補償弾力性として0.108という値を得ている。これは、Pencavel [1986] が英米の男性中核労働者に関する研究を展望して妥当な推定値とした0.1に近い。

税率上昇によって租税回避行動が起こり、所得税の課税所得が減少する場合には、Lindsey [1987] で用いられた課税所得の弾力性を用いるのが適当である。課税所得の弾力性は労働供給の弾力性よりも大きい値をとると考えられる。Lindsey [1987]、Feldstein [1995] は1を超える弾力性を推定しているが、Gruber and Saez [2002] によれば、推定方法を改良した後続研究ではより低い弾力性が求められている。Saez [2001] はこれらの研究成果をもとに、0.25と0.5の2つの値を想定し、Saez [2004] では、0.5としている。わが国ではまだ十分に研究の蓄積がないが、八塩 [2005] は、事業所得者の租税回避

行動は大きくないとしており、高い弾力性を想定すべき根拠はないといえる。研究の蓄積が少なく、弾力性の想定は難しいが、暫定的に労働供給の弾力性の2倍である0.2を想定することにする。

a を2.5、 e を0.2と想定したときの最高税率は67%となり、現在の最高税率よりも高率となる。すでに國枝 [2007] でもパラメータの感度分析がおこなわれているが、最高税率は50%を超えるだろうとされている。Diamond [1998]、Saez [2001] も同様な結論を得ている。

4 低所得者の税率

所得分布と労働供給のパラメータは低所得者の税率に対しては、相反した影響をもつ。ある所得階層の限界税率を高めた場合、それ以上の所得階層の限界税率を高めることなく、税収を増やすことができる。この効果は、それ以上の所得者の多い低所得者により強く働くので、低所得者の税率を高くする。これに対して、低所得者の労働供給は中核労働者に比較して弾力的だとされており、このことは税率を低くする。Saez [2002] では、前者の効果の方が大きく、低所得者の税率は高くなることが示されている。

価値判断に関わるパラメータは、低所得者の税率に大きな影響をもつ。Saez [2002] は、最低所得者の効用だけを評価するロールズの社会厚生関数の場合は、最低保障水準が高く、限界税率が高い生活保護制度に近い税率の姿となり、功利主義的社会厚生関数のもとでは、負の所得税に近い税率の形状になることを示している。

現行制度の是非は価値判断に依存するので、本稿での評価は差し控えたい。わが国の現行制度は、生活保護制度の下で高い税率となっており、ロールズの基準に近いものと解釈できるが、その場合、和田・木村 [1998]、小川 [2000]、駒村 [2003]、橋木・浦川 [2006] 等で指摘されているように、生活保護制度の捕捉率が低く、保護基準以下の生活水準の世帯が存在することとの整合性が問われると考えられる。

V 結論

本稿では、わが国の租税・社会保障制度がどのような所得再分配機能をもっているのかを検討した。III節で現行の税と社会保障で形成される限界税・保険料率の動向を見た。生活保護を受ける低所得世帯は非常に高い実効限界税率に直面する。それ以上の収入のある世帯の限界税・保険料率は40%未満に低下した後、収入が約900万円になるまで段階的に上昇していく。それ以降は医療保険と公的年金の報酬上限を超える度に限界保険料率がゼロとなるので、限界税・保険料率の水準は比較的平坦となる。所得上昇にともない、限界税・保険料率が低下する現象が生じる。このため、社会保険料を加えた限界負担率が最も高いのは、単身世帯では収入が660万円から894万円の階層、夫婦・子一人世帯については726万円から894万円の階層である。税制だけを見れば、累進的構造になっているが、社会保険料を含めると累進的とはいえ、限界税・保険料率はほぼ一定、一部の所得階層がやや大きくなるという構造をもっている。

つぎに、このような現状を最適所得税理論に基づいて評価した。社会保険に報酬上限が存在することで、限界税率が逆転することを正当化することは難しい。以前と比較して、社会保険料が上昇してきた現在では、この問題はより深刻になっている。報酬上限と所得税の税率表を調整することで、限界税率を平準化することが必要であろう。

平準化が図られれば、単身世帯では約420万円以上、夫婦・子一人世帯では約540万円以上で40%台半ばの水準でほぼ水平となる。この水準が妥当か否かは、望ましい税率を規定するパラメータの知識が十分でないなかで明確な結論は下せない。現状の知識から望ましい税率の姿を幅をもって考えたときに、そこから明確に乖離しているとはいえない状況である。

所得税の最高税率が適用される約2,300万円以上の水準で、労働保険を加えると限界税・保険料率は50%を若干超える水準となる。最適所得税

の最近の議論を基にすると、最高税率は50%をかなり超えると考えられるので、所得税の最高税率が適用される所得階層の限界税率は少し高める余地があるかもしれない。

最後に残された課題を指摘して、本稿を閉じることにしたい。望ましい税率を規定するパラメータについての知識をより充実させることが必要である。労働供給については、個票データによる研究がより蓄積されることが望まれる。所得分配の研究ではデータの充実が必要である。高所得者を重点的に抽出した標本調査をおこなうか、納税申告書を用いて、より詳細な研究がおこなわれることが望ましい。

所得以外の世帯属性を考慮した分析をおこなうことも、重要な課題である。Kaplow〔2008〕でも議論されているように、最適所得税の理論では所得以外の世代属性に依存した再分配も分析の対象としている。社会保障給付は高齢者世帯、ひとり親世帯のような属性に依存した再分配をおこなっており、そのあり方を適切に評価することが重要である。

付記

本稿での実証分析の基礎となったデータ処理は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において使用が認められた（統発第1211006号）『国民生活基礎調査』再集計項目を引用活用して、岩本が行ったものである。

国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩室長（国際関係部第二室）と菊地英明研究員（社会保障基礎理論研究部）には、生活保護制度に関する文献や制度の仕組みを詳しく教えて頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。あり得べき誤りはすべて筆者に帰すものである。

注

- 1) 岩本・濱秋〔2006, 2008〕, Hamaaki and Iwamoto

- [2008]は、社会保険料が租税と同様に、労働市場での攪乱効果を持つことを示す実証結果を得ている。
- 2) 『国民生活基礎調査』では前年の所得が調査されるので、調査年と所得のデータは1年ずれる。
 - 3) 本稿の社会保険料控除額は、実際の医療保険、介護保険、厚生年金保険の保険料額表に基づき、各標準報酬月額等級について算出した値を用いており、収入金額の10%を社会保険料額とする財務省の方式とは異なる。このように社会保険料控除額の計算方法が異なるため、財務省が公表している所得税の課税最低限(単身世帯114.4万円、夫婦・子一人世帯220万円)と本稿の課税最低限は必ずしも等しくならぬことに留意が必要である。
 - 4) 賞与を含む年収の賞与部分の額は、2007年の『賃金構造基本統計調査』(厚生労働省)の「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」の比率を用いて求めた。
 - 5) 級地とは、各地域の生活様式や物価の違いに起因する生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした地域区分のことであり、全国の市町村が1級地-1から3級地-2までの6つに区分化されている。本稿で対象としている2級地-1の地域の例として金沢市、静岡市、高知市などが挙げられる。
 - 6) 本稿で、20歳から40歳までの大人と、3歳から5歳までの子供を対象とするのは、生活保護制度の扶助基準を考える際に、「標準3人世帯」として33歳男性、29歳女性、4歳の子供で構成される世帯を対象とするのが一般的だからである。
 - 7) 勤労控除には基礎控除、特別控除、新規就労控除などの控除が含まれるが、本稿ではこのうち基礎控除のみを考慮する。
 - 8) 基礎控除では収入金額別の区分ごとに一定の控除金額が定められているので、同じ区分の収入を得ている世帯の実収入額は等しくなる。したがって、厳密には、同じ収入区分内では家計は100%の実効限界税率に直面しており、齋藤・上村[2007]はこのような考え方に基づいて被保護世帯の実効限界税率を計算している。しかし、本稿では、基礎控除には控除額を勤労収入に比例して増加させる収入金額比例方式が採用されていることを踏まえ、実収入額が同じ区分内においてもなめらかに増加すると単純化して実効限界税率を計算した。橋本[2006]もこのようにして実効限界税率を計算していると考えられる。
 - 9) 生活保護制度の適用が打ち切られた直後に各世帯が直面することになる限界税・保険料率は、対象とする級地、生活扶助以外の生活保護費を考慮するか否か、社会保険料額の計算方法などによって異なる値となることに留意が必要である。したがって、本稿と異なる仮定に基づいて分析をおこなえば、図6と図7とは異なる幅の実効限界税率の低下が見られる可能性がある。
 - 10) 本稿では、被用者は政府管掌健康保険と厚生年金に加入すると仮定しているため、彼らが支払う社会保険料は生活保護制度の実費控除の対象となる。一方、国民健康保険と国民年金に加入する自営業者などは、生活保護が適用されると、国保からの脱退と国民年金保険料の法定免除がおこなわれる。自営業者などは社会保険料の負担自体が発生しないので、実費控除される被用者とは扱いが異なるが、保険料負担が生じないことには変わりはないので、本稿の議論は国民健康保険と国民年金に加入する労働者を含む世帯にも当てはまる。
 - 11) 本稿で分析対象となっている単身世帯の生活保護打ち切り後の収入の減少額は322,848円である。単身世帯については、年間収入1,189,320円を超える打ち切りとなるが、この収入に対応する保険料負担額(労使合計)は317,784円、所得税・住民税額は5,064円となる。両者の合計が322,848円となり、税・保険料支払い後の収入は866,472円となる。同様に、夫婦・子一人世帯については、生活保護制度打ち切り後の収入の減少額は513,386円である。
 - 12) 医療保険と厚生年金で別々に設定されている賞与の上限に達すると、賞与部分の限界税率はゼロとなるので、厳密には、限界税・保険料率の低下は計4回生じる。
 - 13) 所得効果がないので、ここでは補償弾力性と非補償弾力性の区別はないが、実証研究の数値を当てはめる場合には補償弾力性を用いる。
 - 14) Gross incomeと呼ばれる概念で、労働所得、財産所得、社会保障給付を含む。『国民生活基礎調査』調査票での所得の合計を用いている。
 - 15) Feenberg and Poterba [1993]で示された数値は本稿での $a-1$ に対応しており、Diamond [1998]はこれを a と混同していることに注意されたい。

参考文献

- 青木昌彦(1979)『分配理論』, 筑摩書房。
 岩本康志・濱秋純哉(2006)、「社会保険料の帰着分析: 経済学的考察」, 『季刊社会保障研究』, 第42巻第3号, 12月, pp. 204-218。
 ———— (2008)「社会保険料の帰着分析」, 未発表。
 小川浩(2000)「貧困世帯の現状: 日英比較」, 『経

- 済研究』, 第 50 卷第 3 号, 7 月, pp. 220-231。
- 國枝繁樹 (2007) 「最適所得税理論と日本の所得税制」, 『租税研究』, 4 月, pp. 69-82。
- 駒村康平 (2003) 「低所得世帯の推計と生活保護制度」, 『三田商学研究』, 第 46 卷第 3 号, 8 月, pp. 107-126。
- 齊藤由里恵・上村敏之 (2007) 「生活保護制度と所得税住民税制の限界実効税率」, 『生活経済学研究』, 第 26 卷, 9 月, pp. 31-43。
- 橋本俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』, 東京大学出版会。
- 橋本恭之 (2006) 「税・社会保障制度と労働供給」, 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『転換期の雇用・能力開発支援の経済政策: 非正規雇用からプロフェッショナルまで』, 日本評論社, pp. 323-341。
- 林正義 (2005) 「税制と労働供給」, 『経済研究』 (明治学院大学), 第 128 号, 12 月, pp. 19-34。
- ・別所俊一郎 (2004) 「累進所得税の社会的限界費用: 個票データを用いた試算」, 内閣府経済社会総合研究所デイクッションペーパー No. 113。
- 溝口敏行 (1987) 「日本の高額所得者の分布」, 『経済研究』, 第 38 号第 2 号, 4 月, pp. 130-138。
- 八塩裕之 (2005) 「所得税の限界税率変化が課税所得に与える影響: 日本の事業所得者のケース」, 財務省財務政策総合研究所デイスカッションペーパー No. 05A-04。
- 和田有美子・木村光彦 (1998) 「戦後日本の貧困: 低消費世帯の計測」, 『季刊社会保障研究』, 第 34 卷第 1 号, 6 月, pp. 90-102。
- Diamond, Peter A. (1998), "Optimal Income Taxation: An Example with a U-Shaped Pattern of Optimal Marginal Tax Rates," *American Economic Review*, Vol. 88, No. 1, March, pp. 83-95.
- Feenberg, Daniel R., and James M. Poterba (1993), "Income Inequality and the Incomes of Very High-Income Taxpayers: Evidence from Tax Returns," in James M. Poterba ed., *Tax Policy and the Economy* 7, Cambridge, MA: MIT Press, pp. 145-177.
- Feldstein, Martin (1995), "The Effect of marginal Tax Rates on Taxable Income: A Panel Study of the 1986 Tax Reform Act," *Journal of Political Economy*, Vol. 103, No. 3, June, pp. 551-572.
- Forster, Michael, and Marco Mira d'Ercole (2005), "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s," OECD Social, Employment and Migration Working Paper No. 22.
- Gruber, Jon and Emmanuel Saez (2002), "The Elasticity of Taxable Income: Evidence and Implications," *Journal of Public Economics*, Vol. 84, No. 1, April, pp.1-32.
- Hamaaki, Junya., and Yasushi Iwamoto (2008) "A reappraisal of the Incidence of Employer Contributions to Social Security in Japan," *CIRJE Discussion Paper*, F-569.
- Kaplow, Louis (2008), *The Theory of Taxation and Public Economics*, Princeton: Princeton University Press.
- Lindsey, Lawrence B. (1987), "Individual Taxpayer Response to Tax Cuts: 1982-1984 with Implications for the Revenue maximizing Tax Rate," *Journal of Public Economics*, Vol. 33, No. 2, July, pp. 173-206.
- Mirrlees, J. A. (1971), "An Exploration in the Theory of the Theory of Optimum Income Taxation," *Review of Economic Studies*, Vol. 38, No. 114, April, pp. 175-208.
- Pencavel, John (1986), "Labor Supply of Men: A Survey," in Orley Aschenfelter and Richard Layard eds., *Handbook of Labor Economics*, Vol. 1, Amsterdam: North-Holland, pp. 3-102.
- Piketty, Thomas, and Emmanuel Saez (2003), "Income Inequality in The United States, 1913-1998," *Quarterly Journal of Economics*, February Vol. 118, Issue 1, February, pp. 1-39.
- Saez, Emmanuel (2001), "Using Elasticities to Derive Optimal Income Tax Rates," *Review of Economic Studies*, Vol. 68, No. 1, January, pp. 205-229.
- (2002), "Optimal Income Transfer Programs: Intensive versus Extensive Labor Supply Responses," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 117, Issue 3, pp. 1039-1073.
- (2004), "Reported Incomes and Marginal Tax Rates, 1960-2000: Evidence and Policy Implications," in James M. Poterba ed., *Tax Policy and the Economy* 18, Cambridge, MA: MIT Press, pp. 117-173.

(いわもと・やすし 東京大学教授)

(はまあき・じゅんや 東京大学大学院経済学研究科)